

保医発0930第3号
令和元年9月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等
の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和元年10月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

- 1 Iの3の094(1)を次のように改める。
 - (1) 気管・気管支ステントは、1回の手術に対し1個を限度として算定する。ただし、大静脈へ使用する場合は1回の手術に対し2個を限度として算定する。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成30年 3 月 5 日保医発0305第13号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの094(1)①中「「気管支用ステント」又は「気管用ステント」」を「「気管支用ステント」、「気管用ステント」又は「大静脈用ステント」」に改める。
- 2 別表のⅡの094(1)②中「気管又は気管支狭窄」を「気管、気管支狭窄又は大静脈狭窄」に、「気道確保」を「気道又は大静脈の開通性確保」にそれぞれ改める。

(別添1参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～093 (略)</p> <p>094 気管・気管支ステント</p> <p>(1) <u>気管・気管支ステントは、1回の手術に対し1個を限度として算定する。ただし、大静脈へ使用する場合は1回の手術に対し2個を限度として算定する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>095～204 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>II～IV (略)</p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～093 (略)</p> <p>094 気管・気管支ステント</p> <p>(1) <u>気管・気管支ステントは、1回の手術に対し1個を限度として算定する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>095～204 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>II～IV (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～093 (略)</p> <p>094 気管・気管支ステント</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(7)内蔵機能代用器」であって、一般的名称が「<u>気管支用ステント</u>」、「<u>気管用ステント</u>」又は「<u>大静脈用ステント</u>」であること。</p> <p>② 悪性腫瘍等による<u>気管、気管支狭窄又は大静脈狭窄</u>に対して、<u>気道又は大静脈の開通性確保</u>を目的に使用するステントであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>095～204 (略)</p> <p>III～VIII (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～093 (略)</p> <p>094 気管・気管支ステント</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(7)内蔵機能代用器」であって、一般的名称が「<u>気管支用ステント</u>」又は「<u>気管用ステント</u>」であること。</p> <p>② 悪性腫瘍等による<u>気管又は気管支狭窄</u>に対して、<u>気道確保</u>を目的に使用するステントであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>095～204 (略)</p> <p>III～VIII (略)</p>